

(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート
(2023年度分を実施して、2024年度に公表した)

【団体名：長野県テニス協会】

【記載日：2024年 5月24日】

【対抗状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	N
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 関係法令に基づいた長野県テニス協会規約を制定し、規約を遵守した運営をしている。協会の専用口座を用いて財産の管理・運営を行うとともに、財産を分別して管理・運営をしている。運営状況のガバナンスチェック結果も本協会監事による審査を受けた後HPで公開するようにした(2022年度から)	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 関係法令に基づいた長野県テニス協会規約を制定し、規約を遵守した運営をしている。公共施設を使用しての競技大会及びイベントを行う場合には地方公共団体の使用規約を遵守した運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員体制は常任理事と理事で構成され、2年ごとの役員改選に際しては、理事会の承認を得て、規約に基づく役員選定を行っている。また、口座運用、資産管理も理事会承認事項として適正に運用している。2024年度は、さらに執行における複数役員による互いのチェック機能を重視し独断専行の防止体制を強化した。国スポの選手選考は国体委員会を組織し、HP上に選手選考基準及び選手選考結果の開示を含め国体委員会にて公正な選手選考を行っている。	A
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 組織としての基本方針は、規約第2章に定めている。中長期的な目標並びにその達成を確保するための 中長期基本計画 及び財務の健全性確保のための計画に関しては、毎年度初めの理事会において公表し、審議・決議を得ている。	A
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 2021年度から理事長が上部団体のガバナンス研修に繰り返し参加した。2024年度は事務局も同様の研修に参加し、今後は関係団体の役員に同種の研修の参加を促す。	A
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	A

<p>コンプライアンスに関わる情報はホームページの「上部団体からのお知らせ」にて周知している。選手へのドーピング留意事項、その他モラル上の留意情報を流している。</p>	
<p>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	
<p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 年度決算においては、会計担当が各委員会決算を合算する形で二重チェックを行い、常任理事会の後に会計監査担当による監査を行い、理事会にてその結果を公表し承認を得ている。</p>	
<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 国庫補助金等は長野県関係団体経由で受託しており、補助金に関しては本協会監事による監査を受け、適正に処理している。</p>	
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に基づき、予算執行に当たっては、二重のチェック体制を確保するとともに適正かつ公正な会計処理に努めている。毎年度末に以下2名の監事による監査を行う。 ①丸田浩之：一部上場企業管理職を経て現在*****勤務、コンプライアンス管理に精通している ②堀義治：テニスクラブ経営、県協会の理事を長期にわたって務め、組織運営内容に精通している</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 組織運営に係る規約・規程を当協会ホームページに公開している。その改定は毎年度の理事会において理事の承認を得ている。</p>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約をはじめ、上部団体からの重要情報、各委員会の事業運用状況、を当協会ホームページで開示している。年度末の理事会にて加盟団体に対して事業状況、財務状況を開示して承認を得ている。ガバナンスコードによるセルフチェック結果を監事のチェックを得た上でホームページに公表している。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述) 特になし</p>	